平成２３年（フ）第３１８４号
札幌市白石区南郷通20丁目南８番８―802号
債務者　菊地　陽子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３１４号
札幌市南区澄川１条３丁目７番５号　アルファアパル澄川101号
債務者　佐々木誠一郎
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７２６号
神奈川県平塚市めぐみが丘２丁目26番６号
債務者　外園　晴子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７７０号
神奈川県秦野市南矢名841番地の１　東海大学前パークホームズ804号
債務者　土橋　雅美
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７７２号
神奈川県足柄上郡開成町吉田島4363番地９　ドルフ開成Ａ101
債務者　北村　裕二
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５６１号
静岡県浜松市中区上島１丁目14番32号
債務者　古橋　桂子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５６２号
静岡県浜松市中区上島１丁目14番32号
債務者　古橋　寛道
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５８１９号
大阪府八尾市高美町３丁目１番47号
債務者　吉形　矩男
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７１７号
大阪市城東区関目１丁目８番６―602号
債務者　八島　　誠
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３０３号
大阪市此花区梅香２丁目９番７号　カンカワマンション101号
債務者　吉田　忠夫
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３３３号
大阪市東成区深江北１丁目３番15号
債務者　増野　竜平
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４６０号
大阪府八尾市宮町５丁目１番６―106号
債務者　西原宗佑こと　韓　　宗佑
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５６６号
大阪府東大阪市横枕12番27―411号
債務者　ｂｅａｕｔｙ　ｓａｌｏｎ蘭こと　安達　　恵
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５７３号
大阪市東成区大今里南３―１―２　レアレア今里33番館701号室、住民票上の住所岡山市中区西川原１丁目２番28号　ツルミマンション312
債務者　森川　房一
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５８３号
大阪市住吉区苅田９丁目16番21―1009号
債務者　中瀬　　亘
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５８４号
大阪市住吉区苅田９―16―21　コーシャハイツ苅田1009号、住民票上の住所大阪府羽曳野市恵我之荘５丁目１番21号
債務者　中瀬　早苗
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６０５号
大阪府枚方市香里ケ丘３丁目９番地の４　12―206
債務者　太刀川康宏
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部